

〔島根県立青少年の家条例施行規則〕をここに公布する。

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則
(平9教委規則10・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年島根県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平9教委規則10・一部改正)

(使用者の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者(島根県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)が主催する研修事業(以下「主催事業」という。)に参加しようとする者を除く。)は、青少年社会教育施設の長(以下「所長」という。)が定める期日までに、青少年社会教育施設の使用許可申請書(宿泊・日帰り)(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

(平18教委規則28・全改、平23教委規則7・一部改正)

(使用者の許可)

第3条 所長は、条例第5条第1項の許可をしたときは、青少年社会教育施設の使用許可書(宿泊・日帰り)(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(平18教委規則28・全改)

(使用料の納付方法等)

第4条 条例第7条第2項の使用料の納付方法は、次の各号に定める方法とする。

(1) 県が発行する納入通知書により、当該通知書に指定する金融機関に納付する方法

(2) 指定管理者又は県から徴収事務の委託を受けた者が発行する請求書により、当該請求書に指定する口座に納付する方法

(3) 直接現金により納付する方法

2 使用料は、納入通知書に記載された日又は請求書に記載された日若しくは研修当日までに納付しなければならない。

(平18教委規則28・全改、平23教委規則7・一部改正)

(使用の許可の申請等の特例)

第5条 主催事業(宿泊して研修を行うものに限る。)に参加しようとする者は、主催事業ごとに所長があらかじめ定める申込書を提出しなければならない。

(平18教委規則15・一部改正、平18教委規則28・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により、青少年社会教育施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を減免することができる。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。)が宿泊使用するとき。使用料の2分の1に相当する額

(2) 障害者の介助者(原則として障害者1名につき1名に限る。)が宿泊使用するとき。使用料の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特別の理由があると認めるとき。教育長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、青少年社会教育施設の宿泊使用の場合の使用料減免申請書(様式第3号)又は青少年社会教育施設の宿泊使用以外の場合の使用料減免申請書(様式第4号)を第2条の申請書を提出する際に所長に提出し、所長の承認を受けなければならない。

(平9教委規則10・平16教委規則15・一部改正、平18教委規則28・旧第7条繰上・一部改正)

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

(1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。

使用料の全額

(2) 委員会が、青少年社会教育施設の管理上特に必要があるため条例第6条の規定により許可を取り消したとき。使用料の全額

(3) 施設等の使用の中止を使用開始の前日7日までに所長に申し出たとき。使用料の5割相当額

2 使用料の還付を受けようとする者は、青少年社会教育施設の使用料還付請求書(様式第5号)を所長に提出しなければならない。

(平9教委規則10・一部改正、平18教委規則28・旧第8条繰上・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設等以外の施設等を使用しないこと。
- (2) 火災又は盗難の発生予防に留意すること。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(平18教委規則28・旧第9条繰上)

(損壊等の届出)

第9条 使用者は、青少年社会教育施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平9教委規則10・一部改正、平18教委規則28・旧第10条繰上)

(使用終了の届出)

第10条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、当該施設等を原状に復し、速やかにその旨を所長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(平18教委規則28・旧第11条繰上)

(指定管理者の申請に関する書類等)

第11条 条例第14条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第6号)によらなければならない。

2 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 法人等の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める書類

(平18教委規則28・追加)

(事業報告書の内容等)

第12条 条例第16条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第16条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 島根県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の管理の体制
- (2) 青少年の家の管理業務の実施状況
- (3) 青少年の家の管理に要した経費の収支状況
- (4) 青少年の家の利用の実績及び使用料徴収の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関し委員会が必要と認める事項

(平18教委規則28・追加)

(運営委員会)

第13条 青少年社会教育施設に、その運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べるため、運営委員会を置くことができる。

(平9教委規則10・一部改正、平18教委規則28・旧第12条繰下)

第14条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに文化の振興にかかわる有識者のうちから所長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。
- 5 委員長は、会議を主宰する。

(平10教委規則5・一部改正、平18教委規則28・旧第13条繰下)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平9教委規則10・一部改正、平18教委規則28・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(島根県立青年の家管理運営規則の廃止)

2 島根県立青年の家管理運営規則(昭和36年島根県教育委員会規則第17号)は、廃止する。

(運営委員会の委員に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に島根県立青年の家の運営委員会の委員に委嘱されている者は、第12条の運営委員会の委員に委嘱されたものとし、その任期は、第13条第3項本文の規定にかかわらず、この規則による廃止前の島根

県立青年の家管理運営規則第6条第2項に規定する任期の残任期間とする。

附 則(平成6年教委規則第17号)

1 この規則は平成6年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の様式は、平成6年10月1日以降の使用許可申請者から適用する。

附 則(平成9年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(島根県立少年自然の家条例施行規則の廃止)

2 島根県立少年自然の家条例施行規則(昭和50年島根県教育委員会規則第9号)は、廃止する。

(島根県立少年自然の家の運営委員会の委員に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に島根県立少年自然の家の運営委員会の委員に委嘱されている者は、第12条の運営委員会の委員に委嘱されたものとし、その任期は、第13条第3項本文の規定にかかわらず、この規則による廃止前の島根県立少年自然の家条例施行規則第9条第2項に規定する任期の残任期間とする。

(様式に関する経過措置)

4 この規則による改正後の様式は、平成9年4月1日以降の使用許可申請者から適用する。

附 則(平成10年教委規則第5号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(その1)(第2条関係)

(平18教委規則28・全改)

様式第1号(その1)(第2条関係)

島根県立青少年の家使用許可申請書(宿泊・日帰り)

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様										
フリガナ 団体・グループ名										
フリガナ 団体代表者職氏名										
団体の所在地連絡先		〒		—		電話()		—		
フリガナ 研修(担当)者氏名										
研修(担当)者連絡先		〒		—		電話()		—		
下記のとおり島根県立青少年の家を使用したいので、関係書類を添えて申請します。 記										
使用目的(研修内容)										
使用希望期間		年		月		日()		から 月 日()まで(泊日)		
利用者の構成(人数)		小学生 未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各 種 学 校 生	青 年	成 人	合 計
日 帰 り 使 用 の み 記 入	時 間	9 : 00 ~ 12 : 00			13 : 00 ~ 17 : 00		18 : 00 ~ 22 : 00			
	研 修 内 容									
	使 用 場 所									
希 望 事 項										
※ 条例第5条第3項により特に付する条件										
上記のとおり許可してよろしいか。				所 長	課 長	担 当 者	公 印			
※起 案	年 月 日									
※決 裁	年 月 日									

(注) ※印欄は、記入しないこと。

※宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第1号(その2)(第2条関係)

(平18教委規則28・全改)

様式第1号(その2)(第2条関係)

島根県立少年自然の家使用許可申請書(宿泊・日帰り)

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様										
フリガナ										
団体・グループ名										
フリガナ										
団体代表者職氏名										
団体の所在地連絡先		〒		—		電話()		—		
フリガナ										
研修(担当)者氏名										
研修(担当)者連絡先		〒		—		電話()		—		
下記のとおり島根県立少年自然の家を使用したいので、関係書類を添えて申請します。										
記										
使用目的(研修内容)										
使用希望期間		年		月		日()		から 月 日()まで(泊日)		
利用者の構成(人数)		小学生 未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各 種 学 校 生	青 年	成 人	合 計
日 帰 り 使 用 の み 記 入		時 間		9 : 00 ~ 12 : 00		13 : 00 ~ 17 : 00		18 : 00 ~ 22 : 00		
		研 修 内 容								
		使 用 場 所								
希 望 事 項										
※ 条例第5条第3項により特に付する条件										
上記のとおり許可してよろしいか。				所 長	課 長	担 当 者	公 印			
※起 案	年 月 日									
※決 裁	年 月 日									

(注) ※印欄は、記入しないこと。

※宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第2号(その1)(第3条関係)

(平18教委規則28・全改)

様式第2号(その1)(第3条関係)

島根県立青少年の家使用許可書(宿泊・日帰り)

年 月 日

フリガナ 団体・グループ名										
フリガナ 団体代表者職氏名										
団体の所在地連絡先	〒		—		電話()		—			
フリガナ 研修(担当)者氏名										
研修(担当)者連絡先	〒		—		電話()		—			
記										
使用目的(研修内容)										
使用希望期間		年 月 日()から 月 日()まで(泊日)								
利用者の構成(人数)		小学生 未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各 種 学 校 生	青 年	成 人	合 計
日 帰 り 使 用 の み 記 入		時 間		9 : 00 ~ 12 : 00		13 : 00 ~ 17 : 00		18 : 00 ~ 22 : 00		
		研 修 内 容								
		使 用 場 所								
希 望 事 項										
※ 条例第5条第3項により特に付する条件										
上記のとおり使用を許可します。		年 月 日								
		島根県立青少年の家所長 印								

(注) ※印欄は、記入しないこと。

※宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第2号(その2)(第3条関係)

(平18教委規則28・全改)

様式第2号(その2)(第3条関係)

島根県立少年自然の家使用許可書(宿泊・日帰り)

年 月 日

フリガナ 団体・グループ名										
フリガナ 団体代表者職氏名										
団体の所在地連絡先	〒		—		電話()		—			
フリガナ 研修(担当)者氏名										
研修(担当)者連絡先	〒		—		電話()		—			
記										
使用目的(研修内容)										
使用希望期間		年 月 日()から 月 日()まで(泊日)								
利用者の構成(人数)		小学生 未 満	小学生	中学生	高校生	大学生	各 種 学 校 生	青 年	成 人	合 計
日 帰 り 使 用 の み 記 入	時 間	9 : 00 ~ 12 : 00			13 : 00 ~ 17 : 00			18 : 00 ~ 22 : 00		
	研 修 内 容									
	使 用 場 所									
希 望 事 項										
※ 条例第5条第3項により特に付する条件										
上記のとおり使用を許可します。										
年 月 日										
		島根県立少年自然の家所長 印								

(注) ※印欄は、記入しないこと。

※宿泊利用の場合は研修プログラムを添付すること。

様式第3号(その1)(第6条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第3号(その1)(第6条関係)

島根県立青少年の家宿泊使用の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話() ー

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※受付番号	第	号
大会又は催物等の名称				
使用目的及び内容				
使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	泊 日
	年 月 日(曜)	時 分	まで	
減免理由	※			
※使用料	使用料	減免率	減免後の使用料	
	円	%	円	
※決裁	所 長	課 長	担 当 者	

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第3号(その2)(第6条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第3号(その2)(第6条関係)

島根県立少年自然の家宿泊使用の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話() —

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※受付番号	第	号
大会又は催物等の名称				
使用目的及び内容				
使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	泊 日
	年 月 日(曜)	時 分	まで	
減免理由	※			
※使用料	使用料	減免率	減免後の使用料	
	円	%	円	
※決 裁	所 長	課 長	担 当 者	

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第4号(その1)(第6条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第4号(その1)(第6条関係)

島根県立青少年の家宿泊使用以外の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話() —

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※受付番号	第	号
使用する施設名等		大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容				
使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	時間
	年 月 日(曜)	時 分	まで	
使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	時間
	年 月 日(曜)	時 分	まで	
減免理由	※			
※使用料	使用料	減免率	減免後の使用料	
	円	%	円	
※決 裁	所 長	課 長	担 当 者	

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第4号(その2)(第6条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第4号(その2)(第6条関係)

島根県立少年自然の家宿泊使用以外の場合の使用料減免申請書

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話() —

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※受付番号	第	号
使用する施設名等		大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容				
使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	時間
	年 月 日(曜)	時 分	まで	
使用期間	年 月 日(曜)	時 分	から	時間
	年 月 日(曜)	時 分	まで	
減免理由	※			
※使用料	使用料	減免率	減免後の使用料	
	円	%	円	
※決 裁	所 長	課 長	担 当 者	

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第5号(その1)(第7条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第5号(その1)(第7条関係)

島根県立青少年の家使用料還付請求書

年 月 日

島根県立青少年の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話() ー

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
還付を受けようとする理由			
還 付 請 求 額	金 円		
請求金額の内訳	使用料の種別	既納の使用料	還 付 割 合
		円	%
※決 裁	所 長	課 長	担 当 者

(注) 1 使用許可書を添付すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第5号(その2)(第7条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第5号(その2)(第7条関係)

島根県立少年自然の家使用料還付請求書

年 月 日

島根県立少年自然の家所長 様

申込者 住 所 〒

団 体 名

氏 名

(代表者)

電話() ー

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
還付を受けようとする理由			
還 付 請 求 額	一金 円		
請求金額の内訳	使用料の種別	既納の使用料	還 付 割 合
		円	%
※決 裁	所 長	課 長	担 当 者

(注) 1 使用許可書を添付すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第6号(第11条関係)

(平18教委規則28・全改、令3教委規則23・一部改正)

様式第6号(第11条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県教育委員会 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

島根県立青少年の家の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立青少年社会教育施設条例第14条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

法人等の名称			
代表者職・氏名			
主たる事務所の所在地			
設立年月日	年 月 日	構成員の人数	人
資本金	円		
連携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			